

告 示

埼玉県議会議長告示第一号

平成十八年埼玉県議会議会告示第一号（公文書の写しの交付に要する費用等を定める告示）の一部を次のように改正し、令和元年七月一日から施行する。

令和元年六月二十八日

埼玉県議会議長 神 尾 高 善

別表中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。